

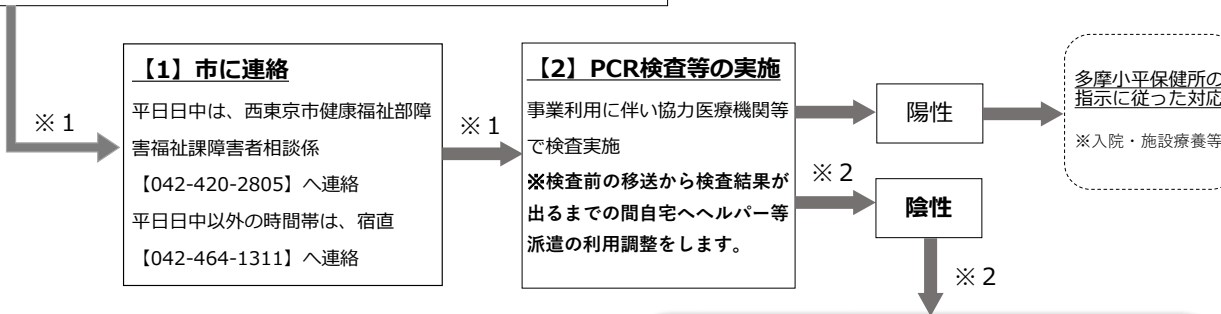
西東京市在宅要介護障害者の受入体制整備事業 フロー図

問合せ先：西東京市健康福祉部障害福祉課障害者相談係
TEL：042-420-2805（平日 午前8時30分～午後5時15分）
※上記以外の時間は宿直へ連絡（042-464-1311）

【対象者要件】以下のすべてに該当すること

- ①介護者が新型コロナウイルスに感染
- ②他に介護者がいない
- ③障害児でない

※対象者が障害児の場合は、直接多摩小平保健所（042-450-3111）にご相談ください。



【注意事項】「※1」「※2」につきましては、裏面をご覧ください。

【3】サービスの利用調整（障害福祉課）

- ①短期入所施設に入所：知的障害
※障害状況によっては利用できない場合もあります。
- ②在宅支援
※契約ヘルパー事業所・訪問看護事業所の利用調整をします。

【※注意事項】

- ◆ご家族が陰性、他に介護者がいる場合は介護者による在宅介護を引き続き実施していただけます。
- ◆移送費用、検査費用については原則市で負担することとなりますが、通常のサービスに切替を行った場合は通常のサービス利用の負担額に応じる形になります。
- ◆ケースによっては事業対象外となる場合がございます。

まずは、障害福祉課障害者相談係（042-420-2805）までご相談ください。